

都市計画道路 3・6・3 2 号家屋等事後調査業務委託（0801）の入札について

次のとおり一般競争入札を実施するので公告する。本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）により行う。

なお、本入札は、入札に参加する者に必要な資格の審査を入札執行後に行い、落札者を決定する事後審査型一般競争入札であることから、「市川市事後審査型一般競争入札実施要領」及び「市川市建設工事等電子入札実施要領」を遵守すること。

市川市長 田中 甲

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 都市計画道路 3・6・3 2 号家屋等事後調査業務委託（0801）
- (2) 施行場所 市川市平田 4 丁目 1 4 4 1 番 4 外 2 8 箇所
- (3) 施行期限 令和 9 年 2 月 2 6 日
- (4) 委託概要 別紙「委託概要書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿に補償関係コンサルタントで登載されている者
- (2) 次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 市川市内に本店を有する者
 - イ 市川市以外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を市川市内に有する者
 - ウ 千葉県内に本店を有する者
- (3) 次のいずれかの資格を有する主任技術者を配置できる者
 - ア 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている補償業務管理士
※登録部門が『事業損失部門』
 - イ 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）に該当する補償業務管理者
※登録部門が『事業損失部門』
- (4) 公告日より過去 1 5 年間に、国及び地方公共団体（都道府県・市町村など）が発注する家屋等調査を元請で受託し、公告日において業務が完了している実績を有する者
- (5) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務委託の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
 - エ 当該業務委託に係る公告の日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
 - キ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 5 0 年 1 2 月 1 3 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により

適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

3 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に決定した市川市事後審査型一般競争入札実施要領に定める落札候補者に対して、入札時に入札書と共に提出した入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」という。）により行うものとする。

4 提出書類

入札に参加する者は、下記の確認書類等を入札時に提出すること。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（市指定様式）
- (2) 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価に係る誓約書（市指定様式）
- (3) 市川市入札参加業者適格者名簿（測量）において、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、特定関係調書（市指定用紙）
- (4) 主任技術者の資格を証する書類の写し（登録部門まで確認できる証明書）
- (5) 主任技術者と申請者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類の写し（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）
- (6) 申請者の施行実績を客観的に証する書類の写し（TECRIS 完了登録後の業務実績データ等）

※ 市指定様式は入札情報サービスからダウンロードしてください。

5 設計図書の閲覧及び質疑について

- (1) 設計図書を必ず閲覧すること。
- (2) 設計図書の閲覧は、入札情報サービスにて行うものとする。
- (3) 設計図書に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入の上、担当課へ電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。（質疑書は入札情報サービスからダウンロードしてください。）

ア 担当課 道路建設課

イ 質疑提出期間 令和8年8月26日（水）正午から
令和8年9月1日（火）正午まで

ウ 質疑提出電子メールアドレス dorokensetsu6@city.ichikawa.lg.jp

エ 質疑回答日 令和8年9月3日（木）正午以降

質疑に対する回答は、入札情報サービスに掲載し、質疑がない場合でもその旨掲載する。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

7 入札期間

日時 令和8年9月4日（金）午前9時00分から
令和8年9月7日（月）午後5時00分まで

8 開札場所及び日時

- (1) 場所 市川市役所第1庁舎 5階 会議室1（契約課）
- (2) 日時 令和8年9月8日（火）午前9時10分
- (3) 立会人 入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。
開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）午後5時までに、管財部契約課へ問い合わせること。

9 入札について

- (1) 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価

格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札に関する注意事項

- ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書及び4に掲げる確認書類等を提出すること（再度の入札においても同様とする）。内訳書及び確認書類等は電子入札システムにより入札書に添付し、提出すること。
- イ 内訳書の様式は任意とするが、入札金額と同額を一式計上したものは内訳書の提出のない入札として扱い、当該入札を無効とする。また、再度の入札に際しても同様とする。
- ウ 電子入札システムにより提出する内訳書のファイル形式は、原則以下のとおりとし、確認書類等と1つの圧縮ファイルにまとめて添付すること。また、容量は3メガバイト以内とする。
 - ・PDF ファイル
 - ・Microsoft Word
 - ・Microsoft Excel
- エ ウに提示した圧縮ファイルの容量が3メガバイトを超える場合又は電子入札システム上の都合により提出することができない場合、確認書類等については、7に掲げた入札期間に契約課へ問い合わせの上、持参、電子メール又はファクシミリ装置により提出するものとする。
- オ 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- カ 予定価格以内の入札をした者がいないときは、再度の入札を1回だけ行う。
- キ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- ク 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は本市の都合により、入札を延期又は中止、若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- ケ 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

(3) 入札の無効

下記のいずれかに該当した入札は無効とする。また、再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、下記（ア、エ及びオを除く。）のいずれにも該当しない者とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 明らかに連合によると認められる入札
- ウ 電子証明書を不正に使用した入札
- エ 内訳書の提出のない入札又は内訳書に不備がある入札
- オ 確認書類等の提出のない入札
- カ 必要事項を欠く入札
- キ 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- ク 紙入札への移行後における、電子入札システムにより行った入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

1 0 最低制限価格制度に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設けているため、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とし、入札執行後に入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。
- (2) 市川市最低制限価格制度に関する要綱第3条第1項に規定する最低制限価格を下回った申込みをした者（以下「失格者」という。）は、落札候補者とならない。
- (3) 失格者は、予定価格の範囲内に入札がない場合における再度の入札に参加できない。

1 1 落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査型一般競争入札であるため、落札候補者は、内訳書の確認及び確認書類等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者となる。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、「事後審査型一般競争入札参加不適格通知書」を送付する。

- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで、次順位者から順次内訳書の確認及び確認書類等の審査を行うものとする。

1 2 契約の締結について

- (1) 落札者は、契約を締結するときは契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、落札者が市川市財務規則第117条第2項及び第3項の各号に該当する保証を付した場合は免除することができるものとする。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 前払金は、請求により契約金額の100分の30以内を支払う。
- (4) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が9(3)に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

1 3 その他

- (1) 提出された確認書類等は返却しない。
 - (2) 落札者は、できる限り下請けを市内業者とすること。
 - (3) 落札者は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止措置期間中の者との下請契約等は原則できない。
 - (4) 履行の確実性を高め、成果品の品質を確保するために、2(2)の資格要件を設定していることから、2(2)でいう本店、支店又は営業所でできる限り本業務が完結するよう、落札業者は配置する技術者等について配慮すること。
 - (5) 電子入札システムに使用するICカードは、開札日の30日後（土曜日、日曜日、祝日を除く）まで有効期限内のものを使用すること。
開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については、失格とする。
 - (6) 入札参加業者適格者名簿の記載事項（代表者名、所在地等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うこと。
- ※ 詳細は、入札情報サービスに本公告文と併せて「提出書類及び注意事項等」として添付している「2 入札参加業者適格者名簿の記載事項に変更が生じた場合の入札・契約締結時の注意事項」をお読みください。

1 4 問い合わせ先

市川市管財部契約課契約グループ

電話 047-712-8593

住所 市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎4階

委託概要書

件 名	都市計画道路 3・6・32 号家屋等事後調査業務委託（0801）
施 行 場 所	市川市平田 4 丁目 1 4 4 1 番 4 外 2 8 箇所
委 託 概 要	本委託は、都市計画道路 3・6・32 号整備事業による雨水管渠築造工事、污水管渠移設工事及びその関連工事の完了に伴い、令和 3 年度及び令和 4 年度に事前調査した家屋等に対して、事後調査、算定、及び費用負担説明を行うものです。 【調査内訳】 ・打合せ協議 ※主任技師、技師 A の 2 名とし、中間打合せ回数を 2 回とする。 ・作業計画の策定 ・現地踏査 ・事後調査・算定 ※建物（外部のみ）の補正率は 0.6 とする。 ※外構のみは木造建物 C とし、補正率は 0.3 とする。 ※鉄骨系・コンクリート系・木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じた単価とする。 ・説明 ※費用負担説明（損傷あり）は技師 A、技師 C の 2 名とし、技師 A 及び技師 C の数量は 1 権利者当り 0.4 人とする。 ※損傷なしの説明は技師 A、技師 C の 2 名とし、技師 A 及び技師 C の数量は 1 権利者当り 0.2 人とする。 ※物件調査等業務費積算基準（千葉県）の地盤変動影響調査等に基づき積算する。